

検査実施料新設のお知らせ

(管理番号:18-0080)
2018年9月 C-01

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発0831 第1号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

敬白

記

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD	117点

▼ 詳細内容

検査項目	ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD
保険点数	117点
判断料	生化学的検査(I)判断料 144点
診療報酬点数表区分	D007 血液化学検査の「30」
備考	ア ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。 ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること

■ 適用日

2018(H30)年 9月 1日 から適用